

廃棄物処理法について、関わらずメーカーに回収義務を負わせ、法第12条「事業者の処理」で、第三者に廃棄物処理を委託する場合は、「適正価格」で委託することを条文明記した。

当時、旧厚生官僚と荻島法案は、結局、資源有効利用促進法として改正の作業に当たった。荻島国男氏は、法第3条「事業者の責務」に、市町村が処理困難となった廃棄物については、過失のいかんに関わらずメーカーに回収義務を負わせ、法第12条「事業者の処理」で、第三者に廃棄物処理を委託する場合は、「適正価格」で委託することを条文明記した。

当時、旧厚生官僚と荻島法案は、結局、資源有効利用促進法として改正の作業に当たった。荻島国男氏は、法第3条「事業者の責務」に、市町村が処理困難となった廃棄物については、過失のいかんに関わらずメーカーに回収義務を負わせ、法第12条「事業者の処理」で、第三者に廃棄物処理を委託する場合は、「適正価格」で委託することを条文明記した。

排出者責任で適正価格へ

進法を国会提出した旧通産省との障壁や産業界の根強い反対に合点が、のちの報道番組で明らかにされた。メーカー回収責任は、地方自治体の施策へ協力するにとどまり、適正価格での委託は全文に還元している。

な事案という受け止め方が大半だ。事案の再発防止を考へるなら、現地確認義務や適正価格での委託の責任を明確にすることが重要だ。真面目な業者は入口で適正なコスト負担を求め、出口では高品質の肥飼料などを生産し、農業生産者へ優良業者自主基準をアドレサスして、将

準で「優良業者」を定義しようとしている。昨年の食リ制度見直しで、登録要件が強化され1年以上の事業実績が必須となり、登録のハードルが上がったが、ダイコーはそれ以前に登録した業者であった。今後、われわれ業界が国と連携を図りながら優良業者自主基準をアドレサスして、将

環境政策研究所 代表取締役
CEO(全国食品リサイクル
登録再生利用事業者事務
連絡会 事務局長)



松岡 力雄氏

削除され現在の処理法に至っている。廃棄食品の不正転売事案では、全容解明に至っていないが、地域相場より安価で受託し転売行為を繰り返したと推測される。ダイコーが食リ法に基づく登録再生利用事業者であったため、一連のマスコミ報道で食リ業界全体に不安が広がった。業界内では極めてまれ

食リ法の登録制度は、都道府県や市町村で(1日当たり処理能力5t以上)の許可手続が整っていれば、国は書類審査のみで登録する制度であり、必ずしも優良業者を担保している制度とは言えない。食リ法の条文にも大臣登録制度に「優良業者」とは明記されていない。だからこれまでわれわれは業界自主基準

的には「大臣登録制度」から「大臣認定制度」への格上げを求めたい。厳しい国の「認定基準」を業界も一緒に持って協力して作り出したほうが所管大臣に責任を全うでき、委託後の過失責任は一切問われない。われわれ業界は初めて「処理責任」の全てを負う事ができ、極めて「業法」に近くなるだろう。(随時掲載)